八代市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和3年6月30日(水)午後3時00分から午後3時43分
- 2. 開催場所 八代市役所仮設庁舎 東棟2階21号会議室
- 3. 出席委員(18人)

会長

1番 白石勝敏 2番 中野敏憲 3番 松本秀昭 4番 萩本一浩 5番 平野英明 6番 光永信一 7番 髙野康喜 8番 門田静子 9番 中村道一 10番 田口一廣 11番 中村和人 13番 杉本秀雄 職務代理者 14番 本田友治 15番 吉永安圭美 16番 萩本厚生

- 17番 内田孝光 職務代理者
 - 18番 深田 智 19番 寺田 浩
- 4. 欠席委員(0人)
- 5. 出席推進委員(11人)

釜賀義孝 福島正一 齊藤光幸 中西千代志 吉田寛実 中西芳裕 林田孝介 山口辰也 増田武夫 田﨑千明 島田弘美

6. 議事日程

議案第14号 農地法第3条(委員会)について 第1

- 第2 議案第15号 農地法第4条(知事)について
- 第3 議案第16号 農地法第5条(知事) について
- 第4 議案第17号 農地法第5条事業計画変更申請について
- 第5 議案第18号 基盤強化法第19条 (農用地利用集積計画の公告) について
- 第6 議案第19号 【中間管理権:基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)について

7. 農業委員会事務局職員

 局長
 泉 宜孝

 主幹兼係長
 宮野 優

 参事
 橋本周斉

 主事
 平川祥子

 主事
 北村有希

8. 会議の概要

事務局長

それでは、定刻になりましたので、今月の総会を始めさせていただきます。 改めまして、皆さん、こんにちは。

今日は、このアクリル板がある関係で、着座にて御説明致します。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、今回も前回同様、国・県が示した「新しい生活様式」を用いまして、総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。

御発言につきましては、会場内、あちら1か所に設けておりますスタンドマイクの 場所にて発言をお願い致します。

総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭で発言していただくことになります。

以上、委員の皆様方には大変御不便をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願い致します。

それでは、ただ今から6月の総会を開会したいと思います。

本日は、農業委員さん全員出席ということですので、定足数に達しており、総会は 成立しております。

それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくお願い致します。

議長

皆さん、こんにちは。昨日、今日と大変暑い日が続いております。十分熱中症には 注意されまして、お仕事等に頑張っていただきたいと思います。

先程、事務局長から説明がありましたとおり、新型コロナウイルス感染防止対策の ため、私の挨拶は割愛させていただきます。

それでは、総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力をよろしくお願

い申し上げます。

それでは、ただ今より、6月の農業委員会総会を始めます。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。

4番 萩本一浩委員、5番 平野英明委員にお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案書のとおり進行しますので、よろしくお願いします。

議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第14号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、 議案書1ページから3ページのとおり付議致します。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が7件、贈与が1件、交換が2件ありました。地目は田、5万7,109平方メートル、畑、286平方メートル、計5万7,395平方メートルです。

内容につきましては、議案書記載どおりです。

これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

御審議方よろしくお願いします。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明 をお願いします。

1番、郡築。

推進委員

郡築の釜賀です。1番について説明を致します。

譲渡人の○○さんは独り暮らしでありまして、現在、施設のほうに入っておられます。譲渡人の要望で、○○さんの方に申請地を譲り渡したいということでございます。 地元委員として、何ら問題ございません。

議長

2番、3番、郡築、続けてお願いします。

推進委員

郡築校区の福島です。今、会長さん、3番と言われましたが、4番まで九番町なので、4番まで行きます。

議長

4番、はい。

推進委員

2番と3番は、譲受人、有限会社○○○○○さんが、譲渡人の○○○○さんと○○○○さんのこの農地を長年借地としていましたが、このたび売買の話がまとまり、譲受人が買い受けることになりました。何の問題もないものと思われます。 それでは、4番に行きます。

○○○○さんの規模拡大のために、○○さんの土地を買いたいということで、何の問題はないものと思います。審議のほど、よろしくお願いします。

議長

5番、昭和、お願いします。

推進委員

昭和の齊藤です。5番から8番まで昭和の案件ですので、続けて御説明致します。よろしくお願いします。いずれも26日に、松本委員と現地確認してまいりました。まず、5番の〇〇〇〇さんと〇〇〇さんは親子関係にあり、今回一括贈与となりました。譲受人は、現在、野菜を中心に栽培を営まれており、何ら問題はないものと思います。

続いて、6番について説明します。

○○さんは、現在、息子さんが、お一人で営農をされている状態です。そこで、隣接する土地の所有者の○○さんに相談をされ、譲受人も規模拡大を考えられておられましたので、今回の成立となりました。何ら問題はないと思います。

続いて、7番、8番について説明します。

8番の農地の横に、現在、○○さんの農地があり、○○さんの農地の間に○○さんの農地があるという現況です。前から、いつか交換を、という話が進んでいたのですが、○○さんの父親名義のときに、ちょうど亡くなられて、そのままになっておられました。しかし、今回、○○さんの方から松本委員に改めて御相談があり、双方が合意され、交換の運びとなりました。何ら問題はないと思います。御審議方よろしくお願いいたします。

議長

9番、千丁。

推進委員

千丁の増田です。9番について説明致します。

28日、深田委員と共に現地を確認してまいりました。申請地は、千丁町古閑出、譲渡人は高齢で、また、病院行きも多くなり、譲受人への売買ということです。御審議よろしくお願いします。

議長

10番、鏡。

推進委員

鏡の島田です。

27日に現地確認を致しまして、譲渡人の○○さんは、この農地の管理をしておられましたが、後継者もおられず、譲受人の○○○さんの自宅の裏の農地でもあり、購入して規模拡大したいということでした。御審議よろしくお願いします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第15号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第15号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案書4ページから 5ページのとおり、付議致します。

今月の申請は3件で、その内容は議案書記載のとおりです。

それでは、最初に、農地転用許可の立地基準について説明致します。

1番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。 次に、2番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりの区域内にある農地のため、 第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に 接続して設置されることから不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しまし た。

なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。 5ページをお願いします。

最後に、3番の案件は、概ね10~クタール以上の広がりの区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地面積が、既存の施設の敷地面積の2分の1を超えないものであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や、周辺農地に今まで悪影響を及ぼしていないことなどから、全

ての案件が、許可は可能と判断しました。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明 をお願いします。

1番、代陽・太田郷。

10番

太田郷の田口です。1番について説明を致します。

27日に、渡邊委員と現地を確認致しました。町内長から説明を受けまして、現在、ここは公民館用地として、公民館が建っておるわけでありますけれども、周りは全て宅地になっております。これまで、ずっと無断転用ということでありましたけれども、今度、建て替えるということで、それが分かりまして、申請になりました。地元委員としては何ら問題がないと考えております。皆様方の御審議をよろしくお願い致します。

議長

2番、金剛。

17番

有村氏が欠席でございますので、金剛、内田が説明致します。

今回、住宅用地として相続して、新築を検討したところ、祖父の代からの無断転用が判明して、申請となったそうです。場所は、市立金剛小学校弥次分校より○へ△△ △メートル程行ったところにあり、集落の中にありますので、何ら問題はないと思います。御審議方よろしくお願致します。

議長

3番、千丁。

推進委員

千丁の増田です。3番について説明致します。

28日、先程同様、現地を確認致しました。申請地は、千丁町新牟田、現在、住宅建築に伴う接続道路の拡幅、とのことです。御審議よろしくお願いします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員举手)

議長

挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案書6ページから 10ページのとおり付議致します。

今月の申請は、所有権移転が17件、使用貸借権が2件、合計19件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に、農地転用許可の立地基準について、説明致します。

1番から、7ページ5番まで及び、7番から、8ページ12番まで、また、9ページ14番の案件は用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

7ページをお願いします。

次に、6番の案件は、概ね10~クタール以上の広がりの区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

9ページをお願いします。

次に、13番及び16番、また、10ページ17番及び、18番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりの区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

9ページをお願いします。

最後に、15番及び、10ページ19番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。 次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての 案件が、許可は可能と判断致しました。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明を お願いします。

1番、八千把。

推進委員

八千把担当の中面です。申請番号1番から8番について説明します。

1番から3番は、同じ区画内の隣同士の農地なので、一緒に説明します。

申請地は、古閑中町の区画整理区域内の〇〇〇〇〇より〇へ△△△メートル行ったところで、現況、荒れ地状態の農地で、それぞれ店舗兼住宅、個人住宅、貸し駐車場を建築したいといった申請になります。何ら問題がないと思います。

4番と5番は、古閑中町の区画整理区域内の○○○○の建売住宅を購入したいといった申請になります。何ら問題がないと思います。

6番、申請地は古閑浜町の○○○○株式会社より○へ△△△メートル行ったところで、現況、荒れ地状態の農地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請になります。何ら問題がないと思います。

7番、申請地は、田中東町の○○マンションより○へ△△メートル行ったところで、 周りが住宅地で、現況、荒れ地状態の農地で、ここに個人住宅を建築したいといった 申請になります。何ら問題がないと思います。

8番、申請地は、田中西町の○○○○○○○○○○○○○より○へ△△△メートル行ったところで、周りは住宅地で、現況、荒れ地状態の農地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請になります。何ら問題がないと思います。

審議をお願いします。

議長

9番、植柳。

推進委員

植柳・麦島担当の吉田です。申請番号9番について説明致します。

6月25日、中村委員さんと現地調査を行いました。申請地は、植柳新町、八の字橋より○へ約△△△メートル位のところに位置します。ここに個人住宅を建設したいことになっております。何ら問題はないかと思いますが、審議方よろしくお願いいたします。

議長

10番、高田。

推進委員

高田担当の中西です。申請番号10番から14番まで説明致します。

27日に、髙野委員さんと申請地の確認を行いました。

まず、10番の場所は、豊原下町高田出張所より○に△△△メートルほどの所にある畑で、周りは個人住宅、アパートが建っており、このたび譲受人である株式会社○○○○さんが、申請地と隣接するアパートと貸家2棟を購入され、申請地を駐車場用地として取得されたいとのことで、周辺の農地への被害も発生しないものと思われ

ます。したがって、何ら問題ないと思います。

次に、11番です。場所は豊原下町、第五中学校より○に△△△メートル位な所にある農地で、現在、何も耕作されていませんでした。周りは個人住宅が建ち並び、今回、アパート住まいだった○○○○さんが、祖父である○○○○さんの所有する農地を借り受けて、個人住宅を建設されたいとの申請で、何ら問題ないと思われます。

次に、12番です。場所は、本野町高田小学校の○側の門より△△メートル程のと ころにある畑で、譲受人である○○○○○○○○○さんが、5月7日付で農地転用 許可済みの用地に隣接しているため、譲渡人である○○さんの申請地を買い受けて、 宅地分譲を行われるとのことで、何ら問題ないと思われます。

次に、13番ですが、場所は、本野町第五中学校の○△△△メートル、高田水源地のすぐそばにある畑で、周りに個人住宅が何軒かあり、今回、菊陽で借家住まいされている譲受人の○○○さんが、祖母である譲渡人の○○○○さん所有の申請地を譲り受けて、個人住宅を建築されたいとの申請で、隣接の農地に影響がないように、責任を持って対処されるそうなので、何ら問題ないと思われます。

1 4番ですが、場所は、高下西町、夕葉橋から○に△△△メートル程の所にあり、 周りは個人住宅が建ち並び、農地は少し離れたところにある場所でした。今回、アパート住まいの譲受人、○○○○さん、○○○さんが、譲渡人、○○○○さんの所有する申請地を買い受けて、個人住宅を建設される申請で、何ら問題ないと思われます。 御審議方よろしくお願いします。

議長

15番、坂本。

推進委員

坂本担当の林田ですが、28日に、農業委員中村和人さんと坂本支所勤務の鬼塚浩治さん、中村雅俊さんと現地を確認しました。現地は更地で、背の低い草が茂っていました。農地法5条1項の許可を阻害する理由はない、と思慮致します。審議の程、よろしくお願いします。

議長

16番、千丁。

推進委員

千丁の山口です。6月26日に、現地確認を行いました。○○さんが親の土地を借りて、個人住宅を建設したいとのことで、周りは住宅が建っており、何も問題はないと思われます。よろしくお願いします。

議長

17番、鏡。

推進委員

鏡担当の田﨑です。17番、18番について御説明申し上げます。

17番は、6月27日、現地確認に参りまして、鏡小学校から○へ△△△メートルの鏡地区の住宅地の真ん中にあり、個人住宅を建設したいとのことでした。何ら問題はないと思われます。

18番について御説明します。同じく27日に現地確認に参りまして、県道14号 線沿いのスーパーストア向かいの医院の駐車場にしたいという要望でした。何ら問題 はないかと思います。

よろしくお願いします。

議長

19番、鏡。

推進委員

鏡の島田です。27日に現地を確認しました。住所は、鏡町貝洲、加藤神社の○側 △△△メートルぐらいの場所で、住宅地の中の畑でありまして、譲受人の○○さんが 借家で、子供も増えて手狭になり、○○さんの畑を購入して家を建てたいということでした。御審議よろしくお願いします。

議長

この案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

挙手全員ということで認めることといたします。よって、申請を許可致します。

議案第17号、農地法第5条事業計画変更承認申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第17号、農地法第5条事業計画変更承認申請について、議案書11ページの とおり付議致します。

今月の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。

令和3年5月7日付で農地転用許可を受けた事業計画について、新たに隣接する土地を取得し、事業計画区域を拡張するために必要となる承認申請です。

当初の転用目的は、宅地分譲地3区画として利用するものでしたが、許可後も、宅地分譲地4区画として利用する内容となっています。

申請地は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判

断しました。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明を お願いします。

1番、高田。

推進委員

高田担当の中西です。先程審議を頂きました〇〇さんの土地を、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんが買い受けて、事業の拡大をされるということで、何ら問題ないと思われます。御審議方よろしくお願いします。

議長

この案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

挙手全員ということで認めることと致します。

議案第18号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第18号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を、議案書12ページから38ページのとおり付議致します。

今月は、貸借権設定が49件、面積は17万6,612平方メートル、所有権移転が4件、面積は1万9,377平方メートルです。

これら、申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断されます。

なお、この基盤強化法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取られますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願い致します。

来月、7月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、7月9日金曜日を予定しています。

現時点で関係する地区は、川田町西の予定です。地区の担当委員さんには、農業公

社との調整ができ次第、日程を連絡しますので、よろしくお願い致します。 以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

議案第19号、農地中間管理機構等による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理権の取得、農用地利用集積計画を、議案書39ページから43ページのとおり付議致します。

今月の農地中間管理権の取得は、賃借権設定が10件で、面積は4万6,831平 方メートルです。

これら、申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断されます。

議案第19号の説明につきましては、以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農地中間管理機構等による農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

本日、予定の議案は全て終了しました。

今月は、許可不要転用届並びに農地法第18条第6項の規定による通知、合意解約の通知がありましたので、報告します。

これをもちまして、6月の八代市農業委員会を閉会致します。

皆様、お疲れさまでした。

| 八代市農業委員会会議規則第 | 19条第1頃の規定により署名する。 | |
|---------------|-------------------|--|
| 令和3年6月30日 | | |
| 八代市農業委員: | 会 会長 | |
| 八代市農業委員会 | 会 委員 | |
| 八代市農業委員会 | 会 委員 | |